

2021年度冬季に向けた 電力需給・市場価格対策について② (常時バックアップについて)

2021年10月26日 資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい内容

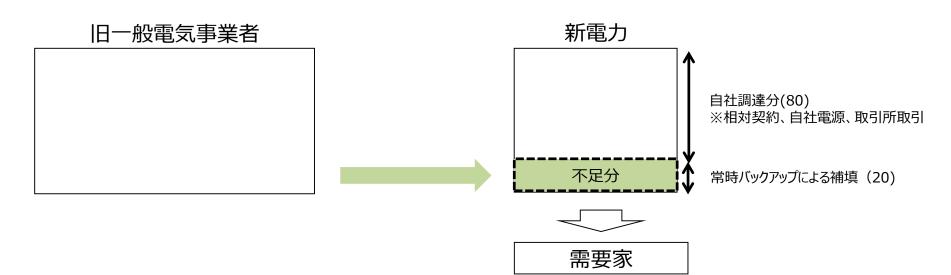
- 「常時バックアップ」は、2000年の部分自由化にあわせ、電源調達手段の限られる新規 参入者向けの措置として導入された仕組み。
- これまで、本小委員会でも、この仕組みについて御議論いただいてきたところ、足下の市場価格高騰を受け、旧一般電気事業者に対する常時バックアップの申込みが増加するなど、これまでの議論の前提に変化が発生。
- このため、足下の状況を踏まえ、常時バックアップの仕組みの運用についての考え方を御審議いただきたい。

(参考) 常時バックアップの概要

- ●「常時バックアップ」は、2000年の部分自由化にあわせ、電源調達手段の限られる新規 参入者向けの措置として、事故時の電源喪失に対応した「事故時バックアップ」及び新 電力の発電不足分を補う「しわとりバックアップ」と共に導入された。
- 3つのバックアップの仕組みのうち、「事故時バックアップ」及び「しわとりバックアップ」は、 2008年度以降、インバランス料金制度として位置付けられた。
- 一方、「常時バックアップ」は、一般電気事業者と新電力間の相対取引として、そのまま存続し、電気事業法上規制を受けるものではなく、「適正な電力取引についての指針」にて適正な契約の在り方が示された。

常時バックアップの概要図(イメージ)

※新規参入者が需要家に100販売する際、供給力として80しか調達できず、20の常時バックアップを受ける場合の例



(参考) 適正な電力取引についての指針における関連記載(抄)

(2021年6月、公正取引委員会・経済産業省)

- 区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合 (特高・高圧需要:3割程度、低圧需要:1割程度) の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、当該発電事業者等及びその関連会社が支配的な卸供給シェアを有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。
- 常時バックアップは、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって引き続き主要な電源調達手段となっている。また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が小売電気事業者に供給し得る発電設備の大半を確保し、区域を越えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達も十分にできない状況においては、多くの小売電気事業者は、常時バックアップを当該発電事業者等に依存せざるを得ない状況にある。
- このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。
 - 特定の小売電気事業者に対して、**常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限**すること。
 - 特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。
 - (注) 常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないな ど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。
 - 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時バックアップについて、当該小売電気事業者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。
 - 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時バックアップについて、当該小売電気事業者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に当該小売電気事業者に対し違約金・精算金を課すこと。

(参考) 新電力の電力調達に占める常時BUの割合

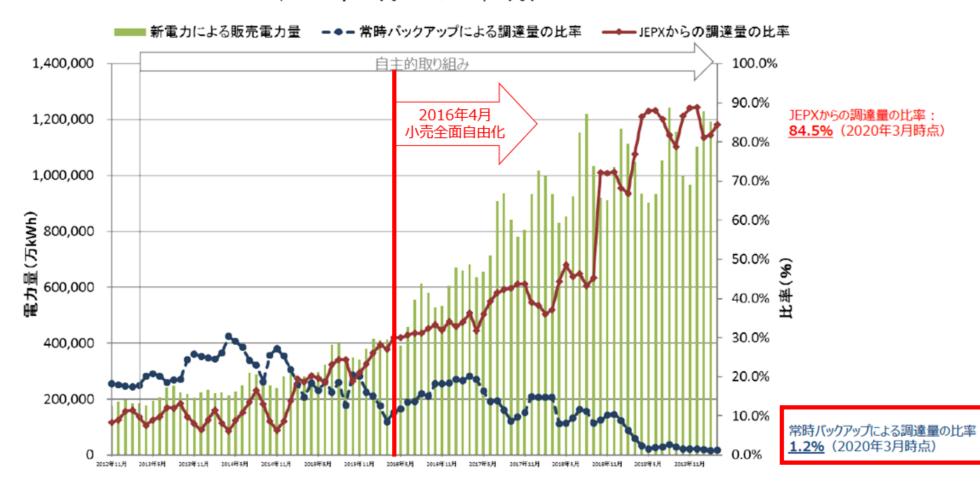
第27回電力・ガス基本政策小委員会 (2020.7) 資料6-1より抜粋

● 新電力の電力調達においては、小売全面自由化以降、JEPXからの調達割合が増えると同時に常時BUの割合は減少しており、2020年3月時点では1.2%まで低下。

新電力の電力調達の状況

(2012年11月~2020年3月)

第48回電力·ガス取引監視等委員会制度設計専門会合(2020年6月) 事務局資料一部改変



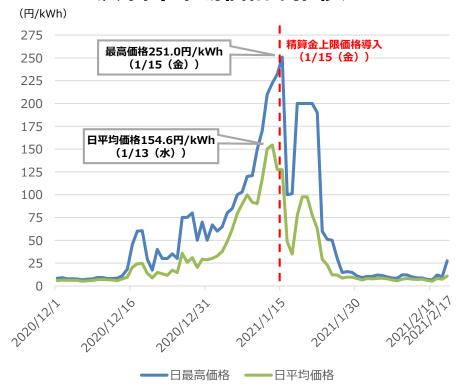
(参考) 【論点2】常時BUの見直し

- 常時BUは、電気事業の健全な発達を図る
 資する
 目的で導入されたもの。
- 他方で、
 - ① スポット市場の流動性が向上し、また、BL市場も創設され、初年度である2019年度のオークションにおいても一定の取引が行われる等、新電力の電源アクセス機会が拡大している
 - ② 調達電力量等の推移からも分かるように、**近年常時BU自体のニーズが減少している** ことを踏まえれば、**常時BUはその役割を終えつつあると考えられるのではないか**。
- この点、常時BUについては、「電力の適正な取引に関する指針」で購入可能枠(特高・高圧:3割、低圧:1割)等が規定されているところ、これらの規定を削除し、常時BUを原則廃止※ することとしてはどうか。
 - ※常時BUの廃止とは、「電力の適正な取引に関する指針」上の常時BUに関する規定を削除することを指し、**同指針によら** ず、旧一般電気事業者と新電力が常時BUに類似した相対契約を結ぶことを妨げるものではない。
- この際、BL市場のオークション時期や既存の常時BU契約の扱いといった実務面に加え、市場取引機会のない沖縄エリアの扱いに配慮が必要である。
- したがって、本論点については、常時BUの原則廃止を基礎としつつ、上記の点に係る事業者の意見も踏まえながら、具体的な検討を進めてはどうか。

第32回電力・ガス基本政策小委員会 (2021.3)資料7より一部編集

- 昨年12月下旬以降、寒さによる電力需要の増加等を受け、スポット市場価格が高騰。
 一時、最高価格は250円/kWh、平均価格は150円/kWhを超える水準まで価格が高騰。
 ※2020年度の年間平均は11.8円/kWh。過去には16.5円/kWh(2013年度)等、更に高水準であった年も存在。
- 高騰が続く市場価格への対応として、1/15(金)にインバランス料金の上限を200円/kWhとする措置を発表。これに加え、市場関連情報の公開、市場監視等の対策を実施。
- ごうした対策を通じ、市場価格は、1/18(月)の週は小康状態にあったものの、1/25(月)の 週に入り、概ね沈静化。

<スポット市場価格の推移>



<市場価格高騰への対策の実施>

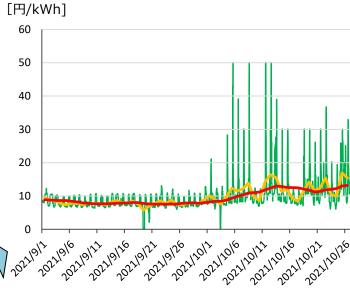
- インバランス料金への上限価格(200円/kWh) の導入
- 市場価格関連情報の公開
 - 1/19の本小委員会において足下の状況を詳細に公開 (需給状況、LNG在庫、LNG火力出力状況等)
 - 1/22以降、電取委HPにおいて売り・買い入札状況を 継続的に公開
 - 2/27以降、**JEPX**において、**毎日48コマ分のスポット市** 場の需給曲線を継続的に公開 全コマについても公開)
- 電取委による厳格な監視
 - 旧一電に対し、12/15以降、**売り惜しみ行為がないか**等 を聴取

議論の前提の変化②(足元の市場価格の変動)

● 卸電力取引所における取引価格は2021年度は平均8.1円/kWhで推移中。

取引価格(スポット市場) [円/kWh] 275 250 -システムプライス 225 ・システムプライス(日別) 200 ・システムプライス(7日移動平均) 175 150 125 100 75 50 25 2021/10/1 2021/10/26 2017/10/1 2021/1/1 2021/4/1 2017/4/1 2018/7/1 2019/1/1 2019/4/1 2019/7/1 2020/10/1 2021/7/1 2020/7/1 2016/4/1 2016/7/1 2016/10/1 2017/1/1 2017/7/1 2018/1/1 2018/4/1 2018/10/1 2019/10/1 2020/1/1 2020/4/1

<2021年9月1日~2021年10月26日分>



(出所) JEPXホームページ

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平均価格(円/kWh)	16.5	14.7	9.8	8.5	9.7	9.8	7.9	11.2	8.1
最高価格(円/kWh)	55	44.6	44.9	40.0	50.0	75.0	60.0	251.0	50.0
200円/kWh超えの時間帯	0	0	0	0	0	0	0	56	0
100~200円/kWhの時間帯	0	0	0	0	0	0	0	287	0
(参考)0.01円/kWhの時間帯※	0	0	0	0	0	0	22	266	204

第66回制度設計専門会合(2021.10)資料3より抜粋

- 10月上旬に発生した価格スパイクを受けて、旧一電およびJERAに対して価格高騰発生日における入札可能量にかかる諸元の提出を依頼。
- それらの<u>結果</u>について、10/11、10/13、10/21に<u>順次監視等委員会のホームページ</u>
 において公開したところ。
- 監視等委員会事務局において、ブロック入札が約定価格に与えた影響等について、引き続き検証を進めることを予定。

(参考) 価格上昇のメカニズム

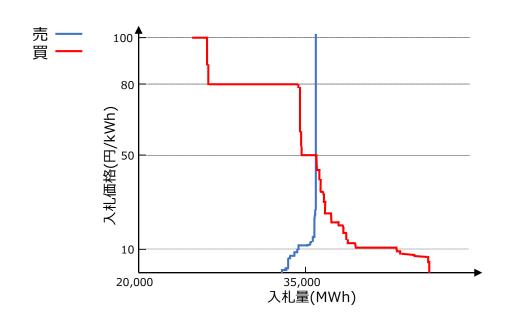
- 価格がスパイクしたコマにおいては、**買い入札価格により約定価格が決定**されていた(供給曲線が垂直)。価格の上昇は、**売り入札の価格が上昇したためではなく、売り切れの発生と買い入**札価格の上昇によるもの。売り入札価格に不自然な高値入札は見られていない。
- ※ 売り切れが発生し不足インバランスとなる状況では、スポット価格が高騰してもインバランス料金よりは安いことから、高騰コマにおいては限られた玉を奪い合う構造となったと考えられる。

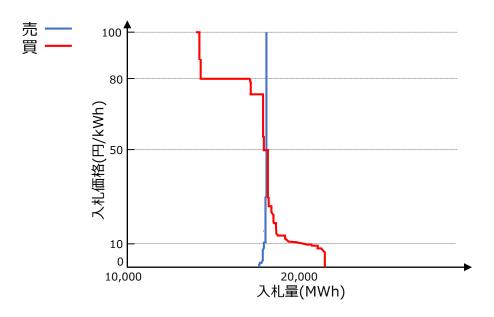
2021年10月8日 16:00-16:30

東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国エリアプライス:50.00円

2021年10月14日 6:00-6:30

中部、北陸、関西、中国、四国エリアプライス:50.00円





^{※ 0.01}円部分の売り入札には、既存契約の自動入札分(ベースロード市場、先渡市場)、売りブロック約定分、再エネ、グロスビディング売り分等が含まれる。

[※] 入札カーブには、約定ブロックは含まれるが、未約定ブロックは含まれない。

議論の前提の変化③(2021年度冬季の需給見通し(kW予備率))

- 広域機関によると、今冬の電力需給は、10年に1度の厳しい寒さを想定した場合にも、全エリアで安定供給に必要な予備率3%を確保できる見通し。
- 他方、東京エリアは1月に3.2%、2月に3.1%と3%ギリギリとなっているほか、2月は 中西日本6エリアで3.9%となるなど、極めて厳しい見通しとなっている。

〈電源 I ´ 考慮、火力増出力運転 考慮、連系線 活用、計画外停止率 考慮、不等時性 考慮〉

【12月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9 エリア	沖縄	10エリア
供給力 (内 電源 I ´)	7,019 (242)	585 (74)	1,504 (48)	4,929 (120)	8,870 (223)	2,329 (53)	530 (6)	2,609 (82)	1,178 (27)	536 (7)	1,688 (49)		164	16,052 (465)
最大需要電力	6,382	515	1,349	4,518	8,129	2,134	486	2,391	1,080	491	1,547	14,511	116	14,627
供給予備率	10.0	13.6	11.5	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.5	42.1	9.7
【1月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9 エリア	沖縄	10エリア
供給力 (内 電源 I ')	7,656 (242)	582 (74)	1,570 (48)	5,504 (120)	9,112 (223)	2,483 (53)	559 (6)	2,685 (82)	1,174 (27)	528 (7)	1,683 (49)	16,768 (465)	164	16,932 (465)
最大需要電力	7,313	536	1,445	5,332	8,589	2,341	527	2,531	1,106	498	1,587	15,902	120	16,021
供給予備率	4.7	8.7	8.7	3.2	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	5.4	36.7	5.7
【2月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9 エリア	沖縄	10エリア
供給力 (内 電源 I ´)	7,578 (242)	579	1,505	5,495		2,433	547	2,631	1,150	517	1,649	16,506	1.00	16,666
	(272)	(74)	(48)	(120)	(223)	(53)	(6)	(82)	(27)	(7)	(49)	(465)	160	(465)
最大需要電力	7,314	541	1,442	5,332	8,589	(53) 2,341	(6) 527	(82) 2,531	(27) 1,106	(7) 498	(49) 1,587	(465) 15,903	120	(465) 16,023
•			` ′		8,589				- ' '	` ′			120	
最大需要電力	7,314	541	1,442	5,332 3.1	8,589	2,341	527	2,531	1,106	498	1,587	15,903	120	16,023
最大需要電力 供給予備率	7,314 3.6	541 7.0	1,442 4.4	5,332 3.1	8,589 3.9 中西 6 エリア	2,341 3.9	527 3.9	2,531 3.9	1,106 3.9	498 3.9	1,587 3.9	15,903 3.8	120 33.8	16,023 4.0
最大需要電力 供給予備率 【3月】	7,314 3.6 東3エリア	541 7.0 北海道	1,442 4.4 東北	5,332 3.1 東京	8,589 3.9 中西 6 エリア	2,341 3.9 中部	527 3.9 北陸	2,531 3.9 関西	1,106 3.9 中国	498 3.9 四国	1,587 3.9 九州	15,903 3.8 9 I I J 7	120 33.8 沖縄	16,023 4.0 10IU7
最大需要電力 供給予備率 【3月】 供給力	7,314 3.6 東3エリア	541 7.0 北海道	1,442 4.4 東北	5,332 3.1 東京 4,874	8,589 3.9 中西6エリア 8,243 (2)	2,341 3.9 中部	527 3.9 北陸	2,531 3.9 関西 2,408	1,106 3.9 中国	498 3.9 四国	1,587 3.9 九州	15,903 3.8 9 I J 7 15,046 (2)	120 33.8 沖縄	16,023 4.0 10IU7 15,215

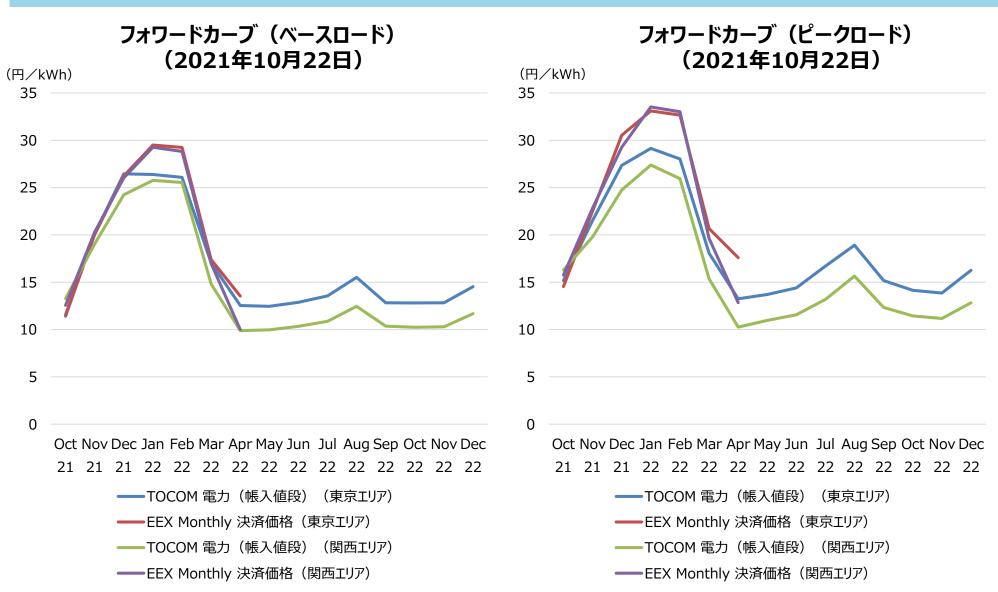
(出典) 需給検証報告書

[※]供給力、供給予備率等はエリア間融通を勘案後の数値

[※]需給検証においては、最も厳しい断面において予備率が確保できているかを確認することを目的としており、新型コロナウイルスの影響による需要の減少見通しは考慮していな

議論の前提の変化4 (先物価格の現状)

● 今冬1月、2月の先物価格は30円前後となっている。



【論点1】基本的考え方

- 足下の議論の前提の変化を踏まえても、①卸電力取引量の増加、②TOCOM、EEXなどの先物取引の増加、③BL市場の創設等を踏まえれば、適正な電力取引についての指針(以下、「適取GL」という。)においても、「小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくない」と整理されているとおり、常時バックアップについては、原則廃止の方向性を維持すべきと考えられる。
- 他方、足下の状況を踏まえれば、常時バックアップについては、単に電源調達手段としての役割を越えて、将来の市場価格高騰に備えたオプション価値への評価が高まっているものと考えられる。
 - 常時BUは、前日9時までkWhの通告変更が可能であるというオプションや2か月程度前の申込で契約kWを変更できるというオプションとしての価値を有する相対取引である一方、スポット、TOCOM、EEX、BL市場での取引は必ずしもこれらのオプション価値は含まれていない。
- この点については、電取委において監視が行われている旧一電における内外無差別の観点からは、旧一電の 小売部門がオプション価値を享受しているのであれば、他の小売事業者においても、原則として、これと同等の 条件での電源アクセス機会が付与されることが適当と考えられる。
- このため、常時バックアップについては、原則廃止の方向性を維持しつつ、旧一電小売部門が享受しているオフション価値という観点も含め、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、内外無差別性が担保できた場合、常時バックアップを廃止することが適当と考えられるのではないか。
- ※ オプション価値の適切な評価にかかる旧一電の取組(第65回制度設計専門会合(令和3年10月1日開催) 発言抜粋)

(松本オブザーバー)<u>固定費を負担していただいているインセンティブとして、</u>(中略)<u>固定費の負担割合によって需給調整の対応に差を設ける</u>ということも考えられます。これを我々発電事業者としては、<u>社内小売に対してだけではなく、社外の小売様への卸売をする場合も全く同じような条件で対応するということを考えております</u>。

【論点2】常時バックアップの取引価格について

- 常時バックアップの価格設定については、適取GLに「同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。」が独禁法上問題となるおそれがあると記載されている。
- また、過去の審議会においては、小売料金を基礎とした価格で設定がなされることが提示されてきた。
- この価格は、論点1の通り、オプション価値への評価が高まっていると考えられるのであれば、燃料価格の変動 等に応じて変動があり得ると考えられるが※1、この際に重要なことは、内外無差別性が確保されている※2ことではないか。
 - ※1:硬直的な価格設定は、却って旧一電における燃料調達行動を歪めるおそれがあると考えられる。また、常時バックアップによって供給力を得た者が、調達した電力を市場等へ転売を行うなど、常時バックアップの制度趣旨に反する目的で利用されるおそれがあると考えられる。
 - ※2:内外無差別性の評価にあたっては、各社におけるオプション価値明確化への取組状況についても考慮することが適当。
- このため、その価格の適切性については、内外無差別な卸売に関する各社によるコミットメント実施状況のフォローアップの一環として、オプション価値の適切性の議論も踏まえ、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会でしつかり監視していくことが必要ではないか。
 - ※なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められる点には留意が必要。

「適正な電力取引についての指針 (2021年6月、公正取引委員会・経済産業省)」(抜粋)

- 区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時 バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場 合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。
 - 特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金(注)を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。
 - (注) 常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮 しているかどうかを含めて評価することとなる。

第9回電力・ガス基本政策小委員会 (2018.5) 資料7より抜粋

- 常時BUの価格設定については、適取GLに「同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。」が独禁法上問題となると記載されている。そのため、常時BUは、自社の小売料金と整合性の取れた価格体系(=全電源平均価格)(※)を取ることとされている。
 - ※常時BU価格≒自社の小売平均料金 託送料金 営業費
- したがって、常時BUは、小売料金と同様、基本料金(kW)と従量料金(kWh)の二部料金体系であり、契約kWは月ごとに変更が可能(2か月前に申し込み)、使用量kWhは日ごとに変更が可能である。

「適正な電力取引についての指針(2017年2月、公正取引委員会・経済産業省)」(抜粋)

第2部 適正な電力取引についての指針

- Ⅱ. 卸売分野における適正な電力取引のあり方
- 2公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
- (1) 小売電気事業者への卸供給等
- イ公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
- ③ 常時BUにおける不当な取扱い

常時BUは、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって引き続き主要な電源調達手段となっている。また、区域において一般電気事業者であった 発電事業者等が小売電気事業者に供給し得る発電設備の大半を確保し、区域を越えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達も十分にできない状況においては、 多くの小売電気事業者は、常時BUを当該発電事業者等に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、 特定の小売電気事業者に対しては常時BUを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせる おそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。

- 〇 特定の小売電気事業者に対して、常時BUを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。
- 〇 特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金(注)を設定したり、
- グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。
- (注)常時BU料金の不当性の判断においては、常時BUでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、 費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。
- 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時BUについて、当該小売電気事業者が当該常時BU契約を一本化するか別建てにするかを 選択できないようにすること。
- 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時BUについて、当該小売電気事業者が常時BU契約の別建てを求めているにもかかわらず 一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に当該小売電気事業者に対し違約金・精算金を課すこと。

【論点3】常時バックアップの取引量について

- 常時バックアップの取引量については、適取GLに「**正当な理由なくその供給量を制限すること**」が独禁法上問題となるおそれがあると記載されている。
- この点について、例えば、
 - 一 常時バックアップの申込みがあった時点で、供給余力があるにもかかわらず、常時バックアップの契約が将来的に増える可能性*があることを持って、卸供給や新規・追加の常時バックアップの申出を断ることは問題があると考えられるのではないか。
 - 他方、こうした卸供給や常時バックアップの契約が積み上がったと結果として、供給余力が不足すると見込まれる場合 に、卸供給や新規・追加の常時バックアップの申出を断ることは、「供給余力が十分にある」状態とはいえないため、 問題があるとはいえないと考えられるのではないか。
- この供給余力は、需要の変動や、契約状況等に応じて変動があり得ると考えられるが、この際にも重要なことは、やはり内外無差別性が確保されていることではないか※。
 - ※供給余力の有無の判断において、自社小売部門と他の小売事業者で異なるものでないこと等。また、取引時点の違いや、取引条件の違いについても考慮が必要。
- これらの観点もふまえ、**内外無差別性の確保の重要性に鑑み**、卸売に関する各社によるコミットメント実施状況のフォローアップの一環として、オプション価値の適切性の議論も踏まえ、引き続き、電力・ガス取引監視等 委員会で確認することとしてはどうか。
 - ※なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められる点には留意が必要。
 - ※常時バックアップは年間契約となっていることが一般的であるところ、契約更新等のタイミングで、必要に応じ、論点 $1 \sim 3$ の趣旨も踏まえた更新協議が行われることが期待される。

「適正な電力取引についての指針 (2021年6月、公正取引委員会・経済産業省)」(抜粋)

- 区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては<u>常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限</u>し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。
 - 特定の小売電気事業者に対して、**常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること**。